

手形之事

一 御上水道之儀每々方大切ニ被_レ仰付_一

候へ共弥以今年度々水口破損仕御

上水不足ニ付、村々へ被_レ下候水口御とめ

被_レ成候、其時分ニ我儘ニ明ケ申村御座候様ニ

承候、大切之儀ニ候間当村杯ニ而何分ニ

御とめ被_レ成候共自分ニて一切明ケ申間敷候、

水勢罷成水廻り衆方相応ニ御明ケ

被_レ下候迄相待可_レ申候事

一 御上水道へ常々もちり・あくた・ばら

木枝いれ不_レ申候様ニ大切ニ可_レ仕候、且亦水干

之時分ごこなど居申候を見候共、猥ニ入

込取申間敷候、并常々被_ニ仰付_一候通水お

あび魚を取申間鋪候事



「上水記九」によれば、この辺では小川橋北の方、久右衛門橋北の方、鈴木新田南の方の三ヶ所に高札が建てられていたそうです。

「用語」

御上水道…玉川上水。

水口…玉川上水から村々への分水を引くため設置された取水口。その取水量は羽村

陣屋（玉川上水の管理全般を担う為に設置された幕府の陣屋）で徹底管理されていた。

水廻り衆…水見廻り役とも。上水における禁止事項などの取締や、上水に関わる幕府

役人への対応などを勤めた。

「解説」

今回は、元禄六（1693）年の玉川上水に関する請書を二回に分けて紹介します。かつての武蔵野台地は大きな河川もなく地下水位も低いため、人が生活出来る環境ではありませんでした。承応二（1653）年、江戸での飲料水不足を解消するため玉川上水が開削されると、武蔵野台地にもようやく新田が出来るようになりました。その一つが小川村です。この史料は、そんな大切な「御上水」の使用にあたって村人全員が連判した誓約書といえます。玉川上水は多摩川を源流とし、羽村取水堰から四ツ谷大木戸まで通り、そこから二本に分かれます。一本は江戸御本丸、もう一本は江戸市中です。ですから優先順位は当然江戸城が一番で、武蔵野新田への分水の取水量は常に徹底管理されていたのです。本文は、取水口を勝手に開けた村があると聞きますが、上水は大切なものなので小川村は勝手に開けません。水勢が改善され水廻り衆が取水口を開けるまで待ちます、という内容が記されています。さらに、御上水へ塵・芥・ば

ら木・枝を捨てないこと、水干の時ぎこなどを見つけても捕らない、水浴びをしない、魚を取らないことを誓約しています。

次に文字を見ていきましょう。まずタイトルの



「之事」は、かなり省略

されています。「事」が平仮名「る」の様に見えますが、これが一般的なくずし方で頻出です。



「道」は全く字形が違いますがこの形が典型です。くずし字の「しん



「しんによろ」がこの様にはつきりしている場

合もあります。



「連」などの様に、下部に控えめ

に表される形が多く見られます。「道」は



この部分が「しんによろ」です。

また今回も『村明細⑤』で紹介した二種類の「水」



が登場しました。

この機会にしっかり覚えましょう。二つ目の一つ書き一行目に「ち里阿くた者ら木枝

い連」と、仮名と漢字が入れ混ざって記されていますが、この仮名は『変体仮名』と

いい、江戸時代の仮名の特徴といえます。「り」は「里」「利」「梨」「理」「李」、

「あ」は「阿」「安」、「は」は「者」「盤」「八」「波」、など数種類を使い分け

ていますので、慣れるまでは解読が困難でしょう。そしてまた「しんによろ」



「通」が登場しました。これは分かりやすいパターンですが、



こちらの「通」

の「しんによろ」は見落としがちです。繰り返しになりますが、前後の文脈で判断することを心がけましょう。